解散公告（第三回）

当公社は、設立団体である鹿角市議会の議決を経、平成二十一年六月二十九日に、秋田県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月十八日

秋田県鹿角市花輪字荒田四番地一

鹿角市土地開発公社

代表清算人　児玉　一

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により平成二十一年七月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月十八日

群馬県高崎市八島町八二番地

財団法人高崎哲学堂

代表清算人　原　浩一郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年七月三十一日福井県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月十八日

福井県大野市中野町三丁目二番九号

北部第三土地区画整理組合

代表清算人　髙井俊一郎

公益信託伊勢原ロータリークラブスポーツ振興基金平成二十年度決算公告

一、事業概要

伊勢原市野球協会他計二団体及び個人計五名に対し、総額五十万円の奨励金給付事業を行った。

二、財産目録　平成二十一年六月三十日現在

資産合計　一四、〇〇二、〇二五円

負債合計　〇円

正味信託財産　一四、〇〇二、〇二五円

平成二十一年八月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託伊勢原ロータリークラブスポーツ振興基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

新潟県上越市新光町三丁目四番一二号

破産者　株式会社水情報技術研究所

右の者に対する新潟地方裁判所高田支部平成二十年（フ）第一一八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三八一、九一七、二〇二円

一、配当することのできる金額

金八四、七九一、九〇九円

平成二十一年八月十八日

新潟県上越市春日野一丁目三番一五号

破産管財人　弁護士　森　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市町庭坂字長沼一二番地、最後の住所福島県福島市丸子字上川原二八番地の七三

被相続人　亡　渡邉　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

福島県福島市南矢野目字清水前三二番地の二七

相続財産管理人　宍戸　拓馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市鳥山上町二二二四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　武藤　道則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

群馬県太田市浜町二六番二二号

相続財産管理人　齋藤　幸光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県佐波郡玉村町大字箱石六〇〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　金子　倭江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

群馬県前橋市大手町三丁目一一番六号弁護士法人群馬中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　天田　昭夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県児玉郡神川町大字新里二七二六番地、最後の住所埼玉県児玉郡美里町大字白石一八四八番地　被相続人　亡　木村　隆司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

埼玉県熊谷市仲町三五番地埼玉ひまわり法律事務所　相続財産管理人　加藤　純二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字墓二五八一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　宮木　智行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一一番二号松栄浦和ビル四階新埼玉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡下市町大字阿知賀二六七〇番地、最後の住所埼玉県さいたま市緑区原山三丁目一五番三一号尚和園

被相続人　亡　辻本正日子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一七番二一号和田ビル五〇一号室

相続財産管理人　弁護士　柘植　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鎌ケ谷市東道野辺七丁目四八二番地、最後の住所千葉県鎌ケ谷市東道野辺七丁目一番三三号

被相続人　亡　山﨑　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

千葉県市川市大町一二二番地三一

相続財産管理人　井上　庄二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区善福寺二丁目三一番地、最後の住所東京都中野区上高田三丁目五番九号あゆみハウス中野新井薬師

被相続人　亡　井上茂太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十八日

東京都千代田区九段北四丁目三番二〇号九段フラワーホーム六階六〇三号室

相続財産管理人　弁護士　宿谷　光雄

第51期決算公告

平成21年8月18日　愛知県小牧市小牧原三丁目53番地

小牧いすゞ自動車株式会社

代表取締役　安藤　政利

貸借対照表の要旨　（平成21年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	39,282	流動負債	22,828
固定資産	48,515	固定負債	175,000
繰延資産	346	**負債の部合計**	**197,828**
		株主資本	△ 109,684
		資本金	18,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	△ 147,684
		利益準備金	750
		その他利益剰余金	△ 148,434
		（うち当期純損失）	（11,013）
		純資産の部合計	△ 109,684
資産合計	88,143	**負債・純資産合計**	88,143